

令和6年3月 四万十市農業委員会 議事録

1 日 時 令和6年3月8日（金）午後2時30分～午後3時30分

2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 13名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	桑原 宏文	10	芝 順子	16	岡崎 誠
3	伊与田 真哉	11	岡村 猛	17	尾崎 征洋
6	安藤 久徳	13	土居 忠栄	18	福留 宜彦
7	谷崎 容子	14	清水 優志		
9	山本 官	15	正木 卓夫		

(2) 農地利用最適化推進委員 7名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	4	岡本 尚子	8	竹村 光一
2	武井 健治	5	宮地 秀之		
3	宮崎 幸一	6	山口 昇彦		

4 欠席委員

(1) 農業委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	4	井上 靖好	5	加用 雅啓
8	遠地 美千代	12	伊勢脇 精藏	19	畠中 温喜

(2) 農地利用最適化推進委員 1名

番号	氏名
7	宮地 浩

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	村松 大
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	安田 晃子
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	朝比奈 雅人	主事	岡本 ほのか
係長	下村 陽次郎	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生

6 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（4件）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について（2件）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について（2件）

第4号議案 非農地証明書の交付について（10件）

第5号議案 農用地利用集積計画案について（14件）

第6号議案 農用地利用集積計画案（一括方式）について（5件）

報告事項

その他

◆議 長（福留会長）

只今から令和6年3月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。

まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号4番 井上 靖好 委員、議席番号5番 加用 雅啓 委員、議席番号8番 遠地 美千代 委員、議席番号12番 伊勢脇 精藏 委員、議席番号19番 畠中 温喜 委員の6名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中13名の出席となり、「農業委員会等に関する法律 27 条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、宮地 浩 委員より欠席の届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議 長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号13番 土居 忠栄 委員、議席番号14番 清水 優志 委員をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請についてですが、説明に入る前に1件報告がございます。番号4の議題についてですが、申請者より取り下げの申し出がありましたので、番号4については今回議題から削除させていただきます。

それでは番号1から説明いたします。議案書は2～4ページになります。

番号1。土地の表示は、不破字坂折山 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴5年の35歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴1年の父の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、耕運機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約5キロメートルの距離となっております。耕作面積は30アールとなります。

現在、申請地では季節野菜を栽培しており、取得後は引き続き譲受人とその父が季節野菜の他、梅やレモン等の果樹を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号2。土地の表示は、鍋島字上ミノハナ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴3年の53歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、草刈機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約10分の距離となっております。耕作面積は1.3アールとなります。

現在、申請地は休耕状態となっておりますが、取得後は譲受人が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号3。土地の表示は、坂本字小橋谷 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴20年の42歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間300日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、耕運機、軽自動車を所有しているとのことです。申請地は自宅から約2分の距離となっております。耕作面積は26アールとなります。

現在、申請地では果樹を栽培していますが、取得後も引き続き譲受人が果樹を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号5。土地の表示は、佐岡字赤谷 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴20年の64歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、軽トラックを所有しているとのことです。譲受人の住所が西土佐江川崎となっておりますが、今後申請者は申請地の隣地にある住宅を購入予定であるため、申請地は自宅から約1分の距離となります。

現在、申請地は休耕中ですが、取得後は譲受人が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

現地の調査については、2月27日の午後3時から3時半頃の間に行いました。現地は県道56号線に面した中村幼稚園の近くで、梅の木やレモンの木、マルチが敷いてありました。現地を確認後、森沢の譲受人を訪問したところ、譲受人は不在で、譲受人の祖母から事情聴取したところ、譲渡人は、私の姉が亡くなったあと息子が高知市の方で住んでおり、四万十市には帰ってこないとのことでした。譲受人は私の孫で農業に従事していること、農地の拡大をして農業をやっていくことを聴取しました。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

今言われたとおりで問題はないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」の畠中委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。
推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八束地区担当）

2月27日に現地確認に行きました。特に問題はないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「3番の関係委員」の加用委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。
推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八束地区担当）

これも2月27日に現地確認に行きました。特に問題はないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「5番の関係委員」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

譲受人は全て代理人に任せているということでしたので、2月28日に代理人に会って話を聞きました。申請地は畑です。譲受人が今回取得しようとする農地については、前の人が作っていたように季節野菜を作るということです。周辺農地には影響ありませんので、許可については適当であると考えております。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

今言われたとおりで問題はないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

それでは、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

〜〜 農業委員《全員挙手》〜〜

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は5ページになります。

番号1。土地の表示は、渡川二丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。2月27日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元の資料の1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、賃貸住宅を建築にするものです。場所については、具同2号公園より東に5メートルほどに位置する農地で、申請地の東側は宅地と畑、西側は公衆用道路と公園、南側は畑、北側は宅地と畑ですが、隣接する農地の所有者から転用についての同意書の提出があります。排水についてですが、雨水については申請地内に雨水枡を設置し、北側および西側の市道側溝へ排水します。生活雑排水については合併浄化槽を設置し、西側の市道側溝へ排水します。

申請地は都市計画法による用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地と判断できます。

番号2。土地の表示は、西土佐江川字室屋 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。

3月1日、事務局、本村地区担当の安藤委員と竹村推進委員および申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、お手元の資料の3、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、墓地を建築するものです。場所については、JR半家駅より国道381号線に沿って北へ7キロメートルほどのところにある農地です。東側と南側は田であり、北側、西側は畑となっており、いずれも隣接農地所有者から同意を得ております。雨水については、自然浸透で周辺農地に及ぼす影響はないものと考えられます。

よって、申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない第2種農地で、第3種農地に立地が困難と認められる場合等には転用が許可できる土地であると判断できます。

なお、公告期間中であり期間終了しだい、転用が許可できる土地ということとなります。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

1 番について、事務局の説明のとおりでございます。この申請者は都市計画法による用途区域の中でも色々土地を持っております。問題ございません。以上です。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

2 月 29 日に現地を確認しましたが、特に問題ないと思います。以上です。

◆議 長 （福留会長）

続きまして、「2 番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 6 番 安藤委員（西土佐本村地区ほか担当）

3 月 1 日に事務局の説明どおり、現地の確認をしました。写真ではちょっと分かりにくいですが、北側は栗が植わっています。それから手前の方の網が見えているところは 2 メートルくらいの段差があって、下は田んぼというような状況です。雨水については自然浸透ということで自分の土地の範囲内なので問題ないと考えています。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などございませんか？

◇竹村委員（西土佐本村地区ほか担当）

今詳しく説明があったとおり、特に問題はないと思います。以上です。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問がないようですので、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は6ページになります。

番号1。土地の表示は、古津賀二丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。

2月27日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元の資料の5ページ、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、土佐くろしお鉄道・古津賀駅より北西に約560メートルに位置する農地で、東側および北側は市道、西側および南側は宅地となっており、周辺に農地はありません。排水については、生活雑排水は敷地内に合併浄化槽を設置し東側市道側溝へ排水、雨水については北側および東側市道側溝へ排水します。

申請地は都市計画法による用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地と判断できます。

続きまして、番号2 土地の表示は、入田字見正寺 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。2月27日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元の資料の7ページ、8ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、四万十川桜づつみ公園より南東に約1.1キロメートルに位置する農地で、北側及び東側は市道、南側及び西側は農地ですが、所有者から転用について同意書の提出があります。排水については、生活雑排水は敷地内に合併浄化槽を設置し北側市道側溝へ排水、雨水については敷地内に自然浸透および北側市道側溝へ排水します。

申請地は10ヘクタール以上の集団農地で第1種農地なり、転用は原則不許可となりますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、転用が許可できる土地と判断されます。

なお、この案件に関しては農振農用地区域からの除外申出書が提出されており、除外決定後に転用許可されるものです。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」の井上委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

2月29日にこちらの現地を確認しましたが、特に問題はないと思います。以上です。

◆議 長 （福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

2番について、これは事務局が言ったように、農振農用地を除外したあとの5条の許可ということになると思います。貸人、借人は親子でございますので、使用貸借権を設定したということになります。問題ございません。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

この案件も特に問題はないと思います。以上です。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問がないようですので、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第4号議案 非農地証明書の交付について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第4号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は7ページから11ページになります。番号1。土地の表示は藤字牛力谷、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。2月27日に会長と事務局で現地に向かい、蕨岡地区担当の東推進委員および申請者立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元の資料9、10ページをご覧ください。現地は墓地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に耕作されていない状態となっており、課税状況についても原野での課税となっています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号 2。土地の表示は江ノ村字タンノヤマ他、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。2 月 27 日に会長と事務局で現地に向かい、東中筋地区担当の清水委員と岡本推進委員および申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元の資料 11、12 ページをご覧ください。現地は山林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 17 年時点の航空写真では既に山林となっており、課税状況についても山林での課税となっています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして、番号 3・番号 4 についてですが、申請者は異なりますが、申請地が隣接していますので、まとめて説明させていただきます。土地の表示は佐岡字下モ谷、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。2 月 27 日に会長と事務局で現地に向かい、現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元の資料 13、14 ページをご覧ください。現地は建物への進入路となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 14 年時点の航空写真では既に進入路となっており、現在に至ります。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号 5。土地の表示は岩田字ミトロ石神谷 他、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。2 月 27 日に会長と事務局で現地に向かい、後川地区担当の山本委員と武井推進委員および申請者立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元の資料 15、16 ページをご覧ください。現地は山林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 17 年時点の航空写真では既に山林となっており、現在に至ります。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして、番号 6。土地の表示は国見字弘岡、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。2 月 27 日に会長と事務局で現地に向かい、東中筋地区担当の清水委員と岡本推進委員および申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元の資料 17、18 ページをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 14 年時点の航空写真では既に宅地となっており、申請地上に建築された物置の建築年が平成 2 年であることを確認しています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号 7。土地の表示は坂本字小橋谷 他、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。2 月 27 日に会長と事務局で現地に向かい、八束地区担当の

加用委員と宮崎推進委員および申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元の資料 19、20 ページをご覧ください。現地は山林および宅地となっている状況です。

あわせて、事務局でも確認したところ、平成 14 年時点の航空写真では既に山林および宅地となっており、現在に至ります。

以上のことから、坂本字小橋谷 507 番・515 番 4 および山路字王子山 1443 番・1444 番については本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。また、坂本字小橋谷 511 番については、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号 8。土地の表示は竹屋敷字バショヲ 他、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。2 月 27 日に会長と事務局で現地に向かい、富山地区担当の伊勢脇委員と東推進委員および申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元の資料 21～23 ページをご覧ください。現地は山林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 17 年時点の航空写真では既に山林となっており、現在に至ります。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして、番号 9。土地の表示は片魚字シモカド、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。2 月 27 日に会長と事務局で現地に向かい、富山地区担当の伊勢脇委員と東推進委員および申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元の資料 24、25 ページをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 17 年時点の航空写真では既に宅地となっており、現在に至ります。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号 10。土地の表示は大西ノ川字松ノ本、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。2 月 27 日に会長と事務局で現地に向かい、富山地区担当の伊勢脇委員と東推進委員および申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元の資料 26、27 ページをご覧ください。現地は雑種地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 17 年時点の航空写真では既に雑種地となっており、現在に至ります。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1 番の関係委員」お願いします。

◇議席番号7番 谷崎委員（蕨岡地区担当）

2月27日の事務局との現地調査の日に諸事情により行けませんでしたので、後日現地確認してきました。当該地は平成19年12月に申請人の墓が建設され、現在は墓地として使用されています。人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はありません。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）

2月27日に事務局、会長と現地確認に行きまして、申請者立ち会いで話を聞きましたが、既に現地は墓地として使用しているようですので、問題はないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

2番ですが、2月27日、会長、事務局、推進委員の岡本さん、申請代理人で現地を確認しました。15年以上経過しており、山林化しており、非農地証明については問題ないと判断しました。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

先ほど清水委員が説明してくれましたが、現地に行きましたら山のようになっていて、元に戻すことはできないので、間違いありません。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「3番・4番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

3番・4番について発表します。27日の現地調査にはよう行けなくて、28日に1人で行ってきました。昭和60年頃には奥の建物への進入路として使用していたとのことです。このあとのことですが、公衆用道路に地目変更して市に寄附する予定だそうです。事前協議が済んでいるということです。このことから非農地証明については適当であると考えております。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

2月29日に現地確認をしました。先日申請者に話を聞きましたが、15年以上前からこの状態とのこと。以上のことから、非農地証明については問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「5番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

番号5について報告します。2月27日の午後2時半頃から福留会長、事務局、そして武井推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおり、岩田は山林、利岡は竹林となっておりまして、農地への復旧は困難と判断し、非農地証明事務処理要領に照らし合わせて、適当と考えます。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

2月27日に会長、事務局スタッフ、山本委員と私で現地集合いたしました。現地の状況等の説明確認することになりましたが、非農地となったのは昭和16年から83年も経っているという、そういう状況の中ですから当然両地区とも原野化しておりました。耕作困難は当然でございます。利岡の方ですが、山がもう竹林となっていて、そこは良質なタケノコが採れるとの話で、そのタケノコを採集することに期待をしているというような説明もございました。もう一ヶ所の岩田地区は、地目は田であります。さっき言いました80数年経っている現状でして、非農地の申請は妥当であるかというふうに判断しております。以上でございます。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「6番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

6番ですが、2月27日、会長、申請代理人、事務局、推進委員の岡本さんと現地を確認しました。平成2年頃、物置と倉庫を新築、現在に至っているということです。原状復旧は困難と判断しました。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

事務局、清水委員と2月27日に現地の方に見に行きました。原状復帰できるような状態ではありませんので、今の説明でいいと思います。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「7番の関係委員」の加用委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。
推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八東地区担当）

特に問題ないと思いました。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「8番・9番・10番の関係委員」の伊勢脇委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

推進委員から、意見などはございませんか？

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）

2月27日に事務局、会長、伊勢脇委員と現地確認に行きまして、現地を見ましたが、雑木が大きくなっていて、元に戻すことはできないと思いましたので、問題ないと思います。8番です。

9番ですけど、これも2月27日に事務局、会長、伊勢脇委員と現地確認に行きましたが、ここは元地元の建設会社が事務所と店舗として建てられましたが、もう今は建設会社はやめまして、空き家状態という感じになっておりますので、ここももう元に戻すことはできないような状態ですので、これも問題ないと思います。

10番ですけど、これも2月27日に事務局、会長、伊勢脇委員と現地確認に行きまして、申請者のお母さんの立ち会いで見ましたが、既に資材置場として使われているようですので、元に戻すことは難しいと思いますので、問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問がないようですので、第4号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、これを適当と認め交付することといたします。

続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画案について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第5号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書案について諮問がありましたので説明いたします。

議案書は12ページ、農用地利用集積計画書案は13～16ページになります。

それでは、1番から13番について説明いたします。借受人は東中筋・具同地区で水稻の栽培をしている認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は13名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元の資料の28～31ページおよび前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は、番号1から番号11については令和6年3月8日から令和16年3月7日までの10年間、番号12、番号13については令和6年3月8日から令和19年3月7日までの13年間となっております。

続きまして、14番について説明いたします。借受人は西土佐地区において、米ナスを栽培している認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元の資料の32ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定となっております。賃貸借期間は、令和6年3月8日から令和9年3月7日までの3年間となっています。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番から13番の関係委員」お願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

1番から13番までまとめて説明させていただきます。ただいま事務局からも説明がありました。2月27日、借受人と現地確認をしました。圃場は綺麗に管理されていました。借受人は認定農業者でもあり、適任者だと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

清水委員からも連絡をいただきましたが、認定農業者でしっかり耕作しているということですので、適任だと思います。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「14 番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 11 番 岡村委員（西土佐津賀地区ほか担当）

2 月 28 日 16 時から宮地浩委員と、借受人への状況確認を行いました。申請地は米ナスを栽培することでした。借受人は認定農業者で、効率的に耕作を行うと思います。以上のことから、問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

宮地浩推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問がないようですので、第 5 号議案 農用地利用集積計画案について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画案について、これを適当と認め答申することといたします。

続きまして、第 6 号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画案（一括方式）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第 6 号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（一括方式）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は 17 ページ、農用地利用集積計画書（一括方式）は 18 ページになります。

1 番から 5 番について説明いたします。借受人は東中筋地区で水稻の栽培をしている認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は 3 名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元の資料の 33 ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。貸借期間は、令和 6 年 3 月 8 日から令和 11 年 3 月 7 日までの 5 年間となっています。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番から5番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 14 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

2月26日、貸付人と圃場を確認しました。よく管理されていました。その周辺でも耕作している方で、認定農業者であり、問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

清水委員から説明がありましたとおりです。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問がないようですので、第6号議案 農用地利用集積計画案（一括方式）について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画案（一括方式）について、これを適当と認め答申することといたします。

続きまして、報告事項がございますので、事務局よりお願いいたします。

○事務局

農地形状変更届出書の提出が1件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。送付しております別紙の「報告事項 形状変更（計画変更）同意書の交付について」をご覧ください。形状変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第5条第2項の規定により、届出書の提出があった場合、書類審査及び現地調査を行ったうえで、届出者に結果を通知し、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報

告するものです。

番号1。土地の表示は大用字オゴシ、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。2月27日に会長と事務局で現地に向かい、現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元の資料34ページをご覧ください。この案件は令和4年3月総会で工事期間を変更する計画変更についての報告をしましたが、申請地に集落営農組織の倉庫を建築するため、形状変更を行うものです。既に道路の高さまでの盛土は済んでいますが、基礎工事の遅れから倉庫建築工事が全体的に遅れているため、再度期間を変更するものです。以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和6年3月5日付で計画変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。

なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。以上です。

続きまして、地域計画策定に向けた座談会やアンケート等について、進捗状況を報告します。

まずは、中村地域ですが、中筋地区の座談会を2月19日に開催し、具同地区の座談会を3月1日に開催しました。中筋地区の担当である清水委員、岡本推進委員、そして具同地区の担当である正木委員、宮地推進委員が人集めをしていただいたお陰で多くの農業者が集まりました。ありがとうございました。次は、東山地区のアンケートの準備を行っており、来週には発送予定です。

次に西土佐地域ですが、アンケートをモデル地区の津大②である「津賀、薮ヶ市、須崎、大宮、下家地、中家地」に送付しており、2月26日を締め切りとしています。座談会は、3月18日(月)、18:30からを予定しており、案内は送付済みです。担当である農業委員、推進委員は、ご協力よろしくお願いします。

その他地区の座談会やアンケートについても、地区ごとに日程調整等の準備ができ次第、該当地区の委員さんに連絡して実施したいと考えております。ご協力をお願いします。

続きまして、令和6年度最適化活動の目標の設定等について説明を行います。お手元に配布させていただいております両面2枚綴りの「令和6年度最適化活動の目標の設定等(別紙様式1)」をご覧ください。

1ページ目の「農業委員会の状況」については、事務局が調べたものです。昨年度からの大きな変動はありませんので、見ておいてください。

2ページ目の「Ⅱ最適活動の目標」をご覧ください。

「①の現状」についてですが、「管内の農地面積」は2110ヘクタール、「これまでの集積面積」は245.1ヘクタール、集積率は11.6%です。

「課題」については、利用権設定等を行っていないケースも多く、集積実態の把握が難しくなっています。また、未相続の農地が多く、利用権設定等の法的手続きが困難なケースもあります。

「②の目標」についてですが、「農地の集積の目標年度」は令和13年度、「集積率」は58%です。これは、県の目標に合わせております。今年度の新規集積面積は15ヘクタールとし、「これまでの集積面積」245.1ヘクタールに15ヘクタールを加えたものが、「今年度末の集積面積(累計)」260.1ヘクタールとなります。よって、「(目標)今年度末の集積率」が12.3%となります。

(2)遊休農地の解消についてですが、遊休農地は66.8ヘクタールです。昨年度からの大きな変動はありませんので、見ておいてください。

3ページ目の「(3)新規参入の促進」をご覧ください。

「①現状」の「令和5年度新規参入者」は3経営体で78アールです。「課題」は、新規就農を希望する者にとっては、農地や資金の確保が課題となっております。

「②目標」の「権利移動面積」は令和5年度9.6ヘクタール、3年間の平均が8.8ヘクタールです。

次に「2最適化活動の活動目標」ですが、推進委員等の日数目標は、ひと月6日となっており、県の目標に合わせております。「活動強化月間の設定目標」は、取組時期を「10月～12月」とし、「取組項目」が「遊休農地の解消」。内容は、農業委員・推進委員と連携して農地中間管理機構の周知を行い、遊休農地の解消のため農地の賃貸借等の推進を図ることにしております。遊休農地の相談があれば、事務局や機構に繋げていただければと考えております。

「新規参入相談会への参加目標」としては、県や農業会議が主催する新規就農希望者向けの相談会等へ参加するとしております。説明は以上となります。

◆議長（福留会長）

以上で事務局からの説明が終わりました。

最後に、その他委員の皆様から何かございませんか。

ないようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

~~~~~

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和6年3月8日

議長 福留宣彦

署名委員 土居忠栄

署名委員 清水優志